

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



告示

告
示

目次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件二件
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件
 - 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件
 - 道路の区域を変更する件
 - 道路の供用を開始する件
 - 福島県病院局
 - 一般競争入札を行う件
 - 福島県選舉管理委員会
 - 不在者投票のできる施設として指定した件
 - 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があつた件

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月三十日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月三十日

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
　　ドラッグコスマス須賀川駅南店 福島県須賀川市栄町二百九十番ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

　　店舗新設にあたり、新たに屋外広告物を設置する場合は、福島県屋外広告物条例による許可申請を行うこと。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

　　意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月三十日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月三十日

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄
(商業まちづくり課)

意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス須賀川駅南店 福島県須賀川市栄町二百九十九番ほか

法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

店舗新設にあたり、新たに屋外広告物を設置する場合は、福島県屋外広告物条例による許可申請を行うこと。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

令和八年一月三十日

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工政策課に備え置いて縦覧に供する。

意見なし

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八月三十日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課に備え置いて縦覧に供する。

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(商業まちづくり課)

意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
リンクスクエア八山田五丁目 福島県郡山市八山田五丁目二百三十四番ほか

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

福島県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林大臣から通知があつた。

令和八年一月三十日

（商業まちづくり課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字川上字中根一二八、一二九、一三三の二、一五四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字台宿字中稻沢三六七の二（次の図に示す部分に限る。）
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字台宿字中稻沢三六七の二（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字伊香字南沢五
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字川上字薄久保四六の二、七二の三、七三の二、九九の二、一五九の二、字中根一二の三、一二の四、四八の二・七七の二（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の三、八〇の二、八一の二、八二の三、八七の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(2) (1) 主伐は、択伐による。
主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字植田字南沢一三八、一四〇から一四二まで、一五六
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字植田字南沢一三八、一四〇から一四二まで、一五六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字塙字城山三六の二、三七、一七二の一、一七六、一八三
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字塙字城山三六の二、三七、一七二の一、一七六、一八三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字川上字薄久保四六の二、七二の三、七三の二、九九の二、一五九の二、字中根一二の三、一二の四、四八の二・七七の二（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の三、八〇の二、八一の二、八二の三、八七の二
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字川上字薄久保四六の二、七二の三、七三の二、九九の二、一五九の二、字中根一二の三、一二の四、四八の二・七七の二（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の三、八〇の二、八一の二、八二の三、八七の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(2) (1) 主伐は、択伐による。
主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 東白川郡塙町大字板庭字板庭二一五、二一六、二九六の一、二九七の一、二九七四の四
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 變更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字板庭二一五、二一六・二九六の一・二九七の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (2) 主伐として伐採をできる立木は、塙町森林整備計画で定める標準
 伐期齢以上のものとする。
- (3) (2) 伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（次の一図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

福島県告示第四十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を北塙原村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和八年一月三十日

一 所在の不分明な者の氏名

鵜川和昭	石田仁左久	鈴木喜一	鈴木八百衛	鈴木八百衛	五十嵐小次郎	五十嵐小次郎
嵐忠次郎	五十嵐徳次郎	五十嵐寅彦	斎藤作次郎	斎藤善三郎	斎藤鉄五郎	斎藤
友喜	大竹熊多郎	大竹新太郎	五十嵐録	樟山源八	樟山長作	武藤覚八
八 鈴木岩美	鈴木茂	小野信一郎				

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があつたこと

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

東白川郡塙町大字板庭字板庭二一五、二一六、二九六の一、二九七の一、二九七四の四

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件（令和七年福島県告示第八百二十四号）によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるること。

（森林保全課）

福島県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前		敷地の幅員 (メートル)	延長
		変更後	変更別		
一般国道 三四九号	伊達市梁川町五十沢字寺木九番六地先から同市梁川町五十沢字夏窪二番一二地先まで	一三・五〇 四九・三	二八〇・〇	(メートル)	(メートル)
		一三・二〇 二五・二	二八〇・〇		

（道路計画課）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	伊達市梁川町五十沢字寺木九九番	令和八年一月三一日
六地先から		

福島県病院局

同市梁川町五十沢字夏窪二番一
二地先まで

(道路計画課)

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和8年1月30日

福島県病院事業管理者 挟間 章博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気 予定数量 3,793,800 kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

て登録を受けている者であること。

(5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日

から確実に安定した供給ができる者であること。

(6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、

(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年2月27日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県病院局病院経営課

電話024-521-7229

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年2月10日（火）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年2月16日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年3月24日（火）午前10時

(2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年3月23日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間ににおいて、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかつたことにより、契約が成立しなかつた、又は締結されなかつたことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。）。同一月においては单一のものとする。）

及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。）。同一月においては单一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使

用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に

記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics (Planned annual power consumption: 3,793,800kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 24 March 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 23 March 2026
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

（病院経営課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六条、第一百四条、第一百十七条又は第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和八年一月十五日次のとおり指定した。

令和八年一月三十日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

施設の名称	施設の所在地
サービス付き高齢者向け住宅 エル ファイリアガーデン	福島市東浜町一〇番一六

施設の名称	施設の所在地
サービス付き高齢者向け住宅 エル ファイリアガーデン	福島市八島田字樋ノ口八〇

福島県選挙管理委員会告示第十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第一百十一条第一項又は第一百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票ができる施設を閉鎖した旨の届出があつた。

令和八年一月三十日

正誤

施設の名称	施設の所在地	閉鎖年月日
公益財団法人星総合病院 介護老人保健施設オリオン	郡山市片平町字峯二天二番地	令和七年三月二一日

ページ	行等
九	正
様式中 交付	誤
公布	